

山形県津波災害警戒区域等指定基準

平成 30 年 3 月

山 形 県

目 次

1.	津波災害警戒区域等指定基準策定の目的	- 1 -
1-1.	津波災害警戒区域等指定基準策定の目的	- 1 -
2.	津波防災地域づくり法の概要	- 2 -
3.	山形県津波浸水想定・被害想定調査結果の概要	- 4 -
3-1.	山形県津波浸水想定・被害想定調査結果について	- 4 -
4.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う事項	- 9 -
4-1.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは	- 9 -
4-2.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準	- 11 -
4-3.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の解除（変更）に関する要件	- 12 -
4-4.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定手続き	- 13 -
4-5.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後の対応	- 15 -
5.	津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定に伴う事項	- 21 -
5-1.	津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）とは	- 21 -
5-2.	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準	- 23 -
5-3.	津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討の方向性	- 24 -
5-4.	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の解除（変更）に関する要件	- 24 -
5-5.	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定手続き	- 25 -
5-6.	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後の対応	- 28 -
6.	その他	- 31 -

1. 津波災害警戒区域等指定基準策定の目的

1-1. 津波災害警戒区域等指定基準策定の目的

県では、「津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号。以下「津波防災地域づくり法」という。）」に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を円滑に進めるため、指定基準を策定した。

【解説】

(1) 津波防災地域づくり法について

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震では、巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の災害となった。この災害により、「災害には上限がない」ことや、津波災害に対する備えの必要性を、多くの国民があらためて認識した。

このような状況の中、平成 23 年 12 月、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として津波防災地域づくり法が成立、施行された。

津波防災地域づくり法では、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災対策を推進するため、国による基本指針の策定、都道府県による津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定、市町村による推進計画の作成などの各種施策が規定されている。

(2) 津波防災地域づくり法施行後の県の対応

県の津波災害対策は、「山形県地域防災計画 津波災害対策編」において、「最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる」ことを基本的な考え方としている。

平成 26 年には、「津波浸水想定・被害想定調査」を実施し、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定を設定するとともに、被害想定と併せて平成 28 年 3 月に公表した。

この調査結果では、最大クラスの津波により、津波による死者が最大約 5,060 人と想定される一方、すぐに避難を開始することで、津波による死者を約 960 人まで減少させることができると想定している。

(3) 「山形県津波災害警戒区域等指定基準」の策定

調査結果を踏まえ、県では、県地域防災計画に定める住民等の生命を守ることを最優先とした津波災害対策を講じるには、住民等の避難体制を整備することが重要と考え、関係機関の意見を踏まえながら、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域と津波災害特別警戒区域の指定を推進していくこととした。

県では、これら区域の指定に先立ち、区域指定の範囲や手続きなどを、県、沿岸市町及び山形地方気象台で構成する「山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議」を設置し検討を行うとともに、東北大学災害科学国際研究所 今村文彦所長から助言をいただき「山形県津波災害警戒区域等指定基準」を策定した。

2. 津波防災地域づくり法の概要

東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として津波防災地域づくり法が定められた。

この法律には、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進するため、国、都道府県及び市町村による各種施策の実施が以下のとおり規定されている。

国（国土交通大臣）：津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定する。

都 道 府 県：① 基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。
② 津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
③ 津波災害警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

市 町 村：基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

都道府県又は市町村：盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

【解説】

（1）津波防災地域づくり法の目的

津波防災地域づくり法では、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 基本的指針の概要

国（国土交通大臣）が定める基本指針の概要は次のとおりである。

《基本指針とは》

津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な指針として国土交通大臣が定めるもの。

（図1 いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ 参照）

《基本指針の記載事項》

1. 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想により、地域づくりの中で津波防災対策を効率的かつ効果的に推進

2. 基礎調査について指針となるべき事項

- ・都道府県が国・市町村と連携・協力して計画的に実施
- ・広域的な見地から必要なものについては国土交通大臣が実施し都道府県に提供など

3. 津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

- ・都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定 など

4. 推進計画の作成について指針となるべき事項

- ・市町村が、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて総合的に描く など

5. 警戒区域・特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

＜津波災害警戒区域＞

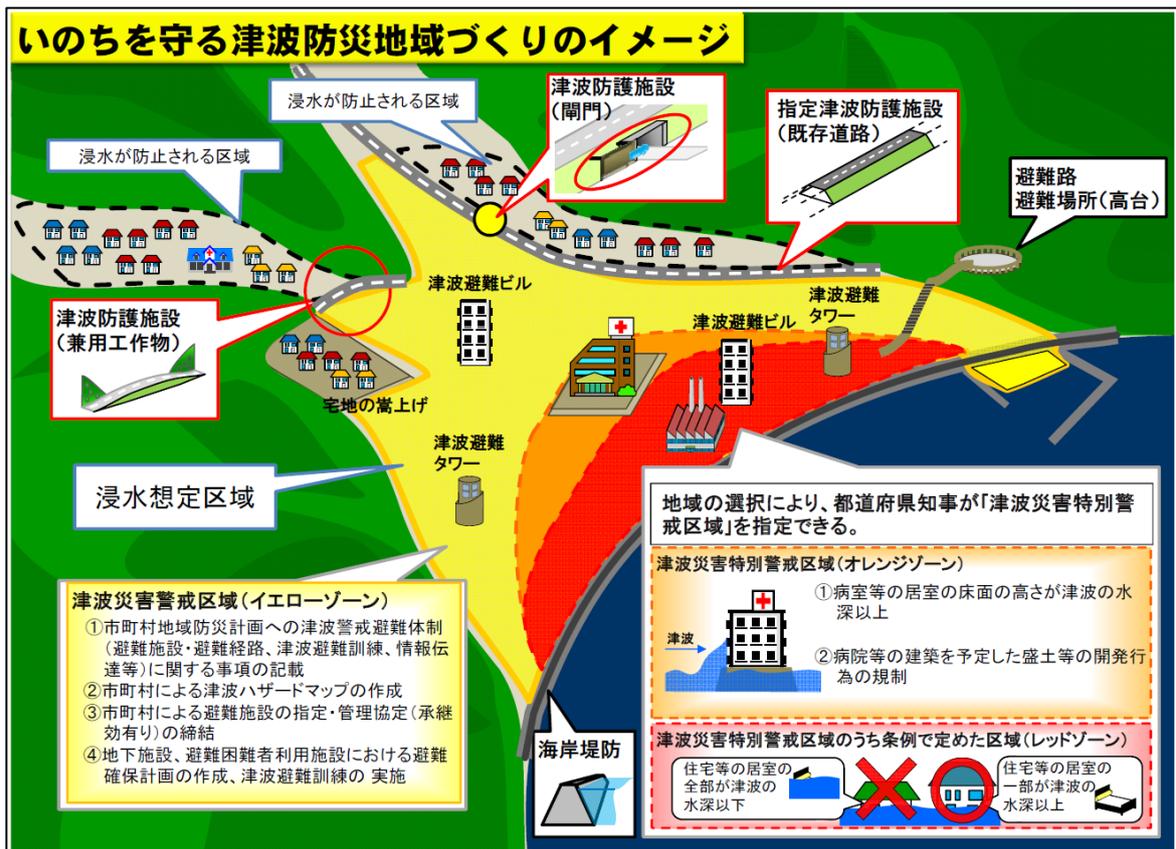
- ・住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、都道府県知事が指定する区域
- ・避難施設や特別警戒区域内の制限用途の建築物に制限を加える際の基準となる水位（基準水位）の公示
- ・警戒区域内で市町村が以下を措置
 - －実践的な内容を盛り込んだ市町村防災計画の作成・避難訓練の実施
 - －住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知
 - －指定・管理協定により、地域の実情に応じて避難施設を確保
 - －社会福祉施設等で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

＜津波災害特別警戒区域＞

- ・防災上の配慮を要する者等が建築物の中に居ても津波を「避ける」ことができるよう、都道府県知事が指定する区域
- ・生命・身体に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の建築行為^{※1}・開発行為^{※2}を制限すべき区域を指定
- ・指定の際には、公衆への縦覧、関係市町村の意見聴取等により、地域の実情を勘案し、地域住民の理解を深めつつ実施

※1 建築行為：建築物の新築、増築、改築、又は移転（建築基準法第二条第十三号）

※2 開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第四条第十二項）



出典：国土交通省自治体向け説明会資料（平成 24 年 3 月）

図 1 いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ

3. 山形県津波浸水想定・被害想定調査結果の概要

3-1. 山形県津波浸水想定・被害想定調査結果について

県では、政府が「最大クラスの津波」を発生させる津波断層モデルを平成 26 年 8 月に公表したことを受け、津波防災地域づくり法に基づく「最大クラスの津波」による津波浸水想定を設定するとともに、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、平成 28 年 3 月に公表した。

調査結果では、海岸線上における津波最高水位は最大で 16.3m、海岸線上における高さ 20 cm の津波の最短到達時間は、11 分から 1 分未満と想定され、この地震及び津波により最大で、約 10,290 棟の建物が全壊、津波による死者は約 5,060 人と想定された。

一方、調査結果では、避難者全員がすぐに避難を開始することで、津波による死者は約 960 人と、約 4,100 人減少させることができることも示している。

【解説】

(1) 山形県津波浸水想定・被害想定調査の実施

本調査は、津波防災地域づくり法に基づき、「最大クラスの津波」による津波浸水想定の設定と、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、今後の防災対策推進の基礎資料として活用することを目的に実施した。

(2) 山形県津波浸水想定・被害想定調査の結果

津波浸水想定は、本県沿岸に「最大クラスの津波」やその被害をもたらすと想定される津波断層モデルを選定したうえで、陸域を10mメッシュの計算格子間隔で津波浸水シミュレーションを実施し、浸水域と浸水深を設定したもので、その結果は次のとおりである。

①選定した津波断層モデル

本調査においては、政府が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で示された60断層（253ケース）の津波断層モデルのうちから、F28、F30、F34の3断層（13ケース）を選定した。

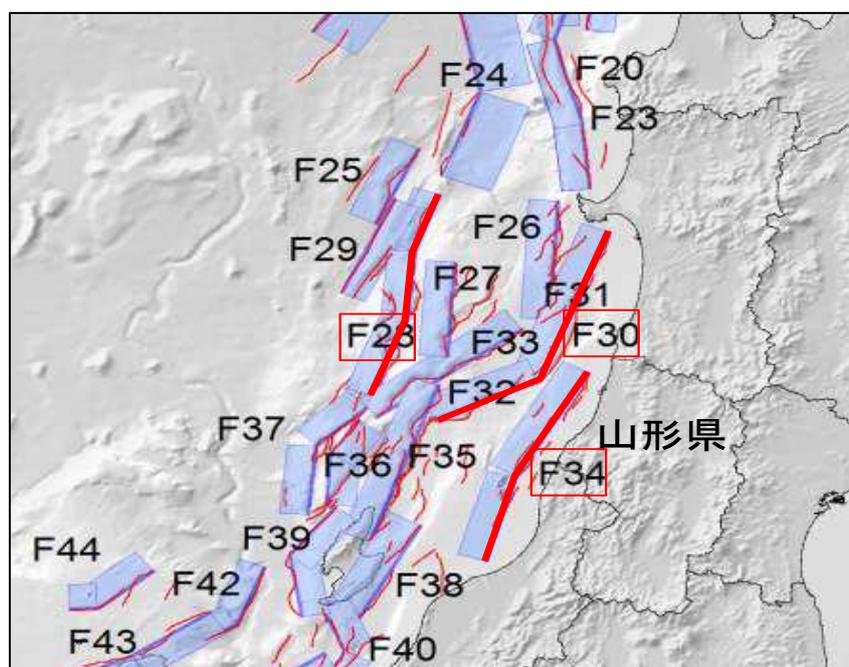


図 2 選定した津波断層モデル（位置図）

②各地区の海岸線上における津波最高水位

表 1 各地区の海岸線上における津波最高水位

地区名		津波最高水位(m)	備考 (津波断層モデル)	地区名		津波最高水位(m)	備考 (津波断層モデル)
鶴岡市	鼠ヶ関	8.8	F30	鶴岡市	金沢	10.5	F30
	早田	12.9	F30		湯野浜	11.3	F34
	小岩川	13.2	F30	酒田市	浜中	10.4	F30
	大岩川	12.9	F30		十里塚	10.6	F30
	温海	14.2	F30		宮野浦	9.7	F30
	米子	14.8	F30		酒田港	13.3	F30
	暮坪	16.3	F30	酒田市飛島	宮海	11.6	F30
	鈴	14.3	F30		勝浦	7.4	F28
	五十川	16.3	F30		中村	7.0	F28
	堅苔沢	15.7	F30		法木	12.1	F28
	小波渡	11.9	F30		飛島西 (集落なし)	14.3	F28
	三瀬	13.2	F30		遊佐町	比子	11.2
	由良	12.7	F34	菅里		11.0	F30
	油戸	12.7	F30	吹浦		12.5	F30
今泉	11.0	F34	鳥崎	14.9		F30	
加茂	10.5	F30	女鹿	13.1		F30	

- ※1 この結果は、現在の科学的知見を踏まえ、悪条件下において津波の浸水予測を行ったものですが、想定より大きく、到達時間が早い津波が襲来する可能性がないというものではありません。
- ※2 各地区は、海岸管理者の管理区域を基に 32 地区に区分しています。
- ※3 「津波最高水位」は、選定した津波断層モデル（3 断層 13 ケース）の計算結果の中から、各地区の海岸線上における最も高い津波水位を表示しています。
- ※4 「津波最高水位」は、海岸線上で抽出したものであり、陸上においては斜面遡上などのため、これよりさらに高くなる可能性があります。
- ※5 「津波最高水位」は、東京湾平均海面（T.P.）を基準とした水位です。

③浸水想定面積

表 2 浸水想定面積

市町		浸水想定面積（ヘクタール）
鶴岡市		401
酒田市		1,099
内訳	酒田市（飛島を除く）	1,049
	酒田市飛島	50
遊佐町		258
合計		1,758

- ※1 浸水想定面積は、河川等部分を除いた陸上の浸水深 1cm 以上の範囲で、小数点以下第 1 位を四捨五入しています。
- ※2 浸水想定面積は、複数ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域を出力しました。

④各地区の海岸線上における+20 cmの津波の到達時間

表 3 各地区の海岸線上における+20cmの津波の到達時間

地区名		+20cmの津波の到達時間(分)	備考 (津波断層モデル)	地区名		+20cmの津波の到達時間(分)	備考 (津波断層モデル)
鶴岡市	鼠ヶ関	8	F34	鶴岡市	金沢	11	F34
	早田	8	F34		湯野浜	11	F34
	小岩川	7	F34	酒田市	浜中	11	F34
	大岩川	7	F34		十里塚	10	F34
	温海	7	F34		宮野浦	10	F34
	米子	7	F34		酒田港	8	F34
	暮坪	7	F34		宮海	8	F34
	鈴	7	F34	酒田市飛島	勝浦	1	F30
	五十川	7	F34		中村	3	F30
	堅苔沢	7	F34		法木	2	F30
	小波渡	8	F34		飛島西 (集落なし)	1分未満	F30
	三瀬	8	F34	遊佐町	比子	9	F34
	由良	9	F34		菅里	9	F34
	油戸	9	F34		吹浦	9	F34
今泉	10	F34	鳥崎		9	F34	
加茂	10	F34	女鹿		9	F34	

※1 この結果は、現在の科学的知見を踏まえ、悪条件下において津波の浸水予測を行ったものですが、想定より大きく、到達時間が早い津波が襲来する可能性がないというものではありません。

※2 各地区は、海岸管理者の管理区域を基に 32 地区に区分しています。

※3 「+20cmの津波の到達時間」は、選定した津波断層モデル（3断層 13 ケース）の計算結果の中から、地震発生後、各地区の海岸線上で海面に+20cmの変動が生じるまでの時間うち、最短の時間を抽出しています。

※4 気象庁では、「予想される津波の高さが高いところで 20cm 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合」に津波注意報を発表することとなります。

⑤被害想定結果と被害軽減効果

表 4 被害想定調査結果一覧

※太字が最大となるケース

種別	被害項目	被害単位 (建物の単位：棟、 人の単位：人)	F30 断層			F34 断層		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	計	全壊数	7,600	6,920	10,290	4,830	4,490	5,490
		半壊数	20,450	19,210	20,450	19,050	17,730	19,050
	揺れ	全壊数	5,230	4,670	5,230	2,870	2,520	2,870
		半壊数	14,170	12,750	14,170	12,520	11,030	12,520
	液状化	全壊数	160	160	160	150	150	150
		半壊数	4,680	4,820	4,680	4,830	4,950	4,830
	急傾斜地崩壊	全壊数	20	20	20	40	40	40
		半壊数	50	50	50	80	80	80
	津波	全壊数	1,860	1,860	1,860	1,780	1,780	1,780
		半壊数	1,560	1,600	1,560	1,620	1,660	1,620
火災(強風時)	焼失棟数	330	210	3,020	0	0	650	
人的被害	計	死者	2,960	3,290	3,100	5,250	3,250	4,730
		負傷者	3,890	3,020	2,960	3,160	2,500	2,470
		うち重傷者	700	540	540	460	410	400
	揺れによる建物倒壊	死者	340	210	250	190	110	130
		負傷者	3,360	2,470	2,430	2,660	1,910	1,910
		うち重傷者	510	360	360	280	210	200
	急傾斜地崩壊	死者	10	10	10	10	10	10
		負傷者	10	10	10	10	10	10
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0
	津波(早期避難率が低い場合)	死者	2,610	3,070	2,830	5,060	3,130	4,580
		負傷者	530	530	510	500	580	540
		うち重傷者	180	180	180	170	200	190
	火災	死者	0	0	20	0	0	10
		負傷者	0	0	10	0	0	10
うち重傷者		0	0	0	0	0	0	
地盤	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	250			370		
ライフライン	上水道	断水人口(1日後)	90,710			117,850		
	下水道	機能支障人口(1日後)	13,050			12,740		
	電力	停電軒数(1日後)	16,290	14,640	19,420	9,780	8,910	10,830
	電話	不通回線数(1日後)	7,110	6,420	8,190	4,370	3,990	4,670
	都市ガス	供給停止件数(1日後)	13,890			13,890		
交通	道路	緊急輸送道路被害箇所	90			90		
	鉄道	被害箇所	220			230		
	港湾	係留施設被害箇所	70			90		
		防波堤被災延長(km)	20			20		
その他	避難者	避難者(1日後)	31,930	29,660	39,300	25,010	23,750	26,780
		うち避難所生活者	19,920	18,550	24,340	15,760	15,010	16,820
		避難者(1ヶ月後)	26,950	24,620	34,240	32,340	31,120	34,030
		うち避難所生活者	8,090	7,390	10,270	9,700	9,340	10,210
	帰宅困難者	帰宅困難者(平日正午)	11,630~16,510			11,630~16,510		
	災害廃棄物	発生量(万トン)	140	120	160	100	90	110
	経済被害	直接経済被害額(億円)	10,270	9,700	11,310	8,480	8,000	8,750

(1の位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。)

避難者全員がすぐに避難を開始することで、津波による人的被害(死者)が大幅に減少

津波による死者(夏12時) F30断層の場合: 約3,070人 ⇒ 約190人(94%減)
 津波による死者(冬深夜) F34断層の場合: 約5,060人 ⇒ 約960人(81%減)

4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う事項

4-1. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、最大クラスの津波が発生した場合の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、予報又は警報の発令及び伝達、避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制の整備を行う区域である。

※津波災害警戒区域（イエローゾーン）には土地利用や開発行為等に規制はかからない。

【解説】

(1) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定は、都道府県知事が、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における人的災害を防止するために津波からの警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域について行うことができるものである。

津波災害警戒区域

**都道府県知事が「津波災害警戒区域」を指定できる
(イエローゾーン=警戒避難体制の整備)**

- ◆津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ◆指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、周囲の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域も含めて検討。
- ◆また、指定に当たっては、**基準水位**(津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位)も併せて公示
- ◆指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

<基準水位>

- 津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出
- 原則として地盤面からの高さで表示
- 津波の発生時における避難並びに特定開発行為及び特定建築行為の制限の基準となる

※詳細は津波防災地域づくりに係る技術検討報告書を参照(http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/index.html)

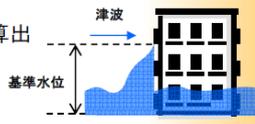
(1) 市町村地域防災計画の拡充

- ①津波に関する予報又は警報の発令及び伝達 ②避難場所・避難経路
- ③市町村長が行う津波避難訓練の実施 ④地下街等・防災上の配慮を要する者の利用施設の名称・所在地

※水防法により、水防団・消防機関・水防協力団体は、③の訓練への参加を義務づけ

(2) 市町村による津波ハザードマップの作成・周知

・市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、①津波に関する情報の伝達方法、②避難場所・避難経路等、住民等の円滑な警戒避難確保に必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知。



出典：国土交通省自治体向け説明会資料（平成24年3月）

図3 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の概要 その1

(3) 避難施設

① 指定避難施設

- ・市町村長が施設管理者の同意を得て避難施設に指定。
- ・施設管理者が重要な変更を加えようとするときに市町村長へ届出。

(指定基準)

- ・津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合。
- ・基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置されること 等

② 管理協定による避難施設

- ・市町村と施設所有者等又は施設所有者等となる者(デベロッパー等との一人協定)が管理協定を締結し、市町村が自ら当該施設の避難の用に供する部分を管理。
- ・協定公告後の所有者等にも効力が及ぶ(承継効)。

③ 支援措置

- ・②の避難施設に係る避難用スペース・誘導灯・誘導標識・自動解錠装置に関する固定資産税の課税標準: 1/2(5年間)
- ・推進計画区域内の避難建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意不要、特定行政庁の認定で容積率の緩和が可。
※「東日本大震災復興特別区域法」の復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなすことが可。
- ・避難建築物に係る財政上の措置
 - ・都市防災総合推進事業: 補助率1/2(民間施設の場合は最大1/3、社会資本整備総合交付金)
 - ・優良建築物等整備事業: 補助率1/3(社会資本整備総合交付金) 等

(4) 避難促進施設(地下施設・避難困難者利用施設であって、市町村地域防災計画に定められたもの)に係る避難確保計画

- ・避難促進施設の所有者・管理者は、避難訓練等、施設利用者のため避難確保計画を作成。
- ・避難促進施設における避難訓練の実施、市町村への結果報告。

【避難促進施設(避難困難者利用施設)】
 ・老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護施設(医療保護施設及び宿所提供施設を除く。)、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設
 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)
 ・病院、診療所及び助産所

出典：国土交通省自治体向け説明会資料（平成 24 年 3 月）

図 4 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の概要 その2

(2) 基準水位

基準水位とは、津波浸水想定に定める水深（浸水深）に建物等への衝突による津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮して、必要と認められる値を加えて定める水位である。

この基準水位は、指定避難施設及び管理協定に係る避難施設の避難上有効な屋上その他の場所の高さや、津波災害特別警戒区域の制限用途の居室の床の高さの基準となるものであり、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の際に公示することとされている。

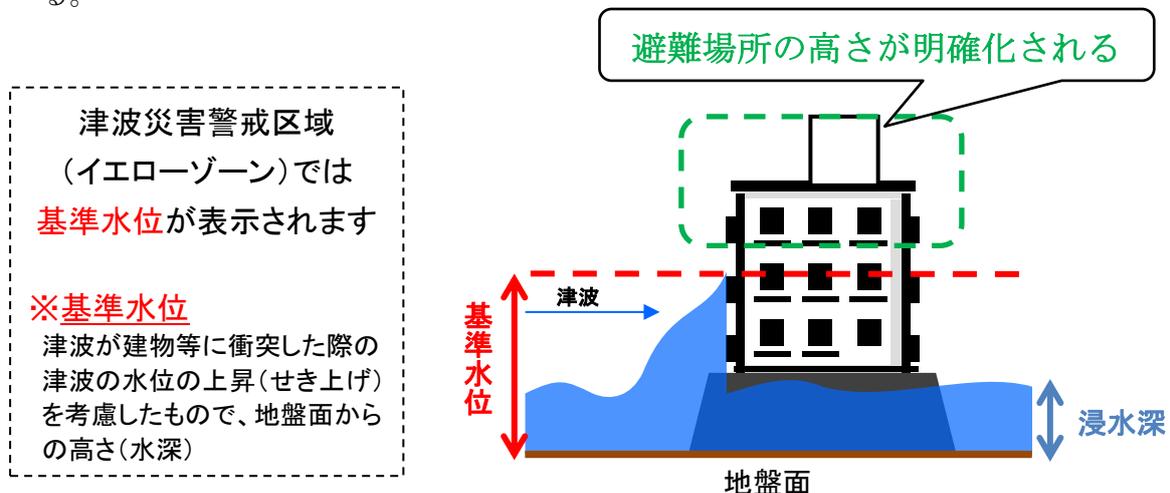


図 5 基準水位のイメージ

4-2. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、原則として津波浸水想定に定める浸水想定区域の浸水域外側のメッシュ※を線で繋いだ範囲とする。

ただし、線で繋ぐことが困難な場合などは、地域の状況に応じ、浸水域外側の直近の字界や道路等までを区域の範囲とすることを可能とする。

【解説】

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、原則として津波浸水想定に定める浸水想定区域の浸水域外側のメッシュ※を線で繋いだ範囲（図 6 ①）とし、浸水域に四方を囲まれた浸水しないメッシュも含めて指定する（図 6 ②）。ただし、津波浸水想定において浸水しないメッシュの基準水位は示されない（図 7）。

ただし、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の飛び地が生じる場合等には、直近の字界や道路等までを区域の範囲（図 6 ③）として指定することを可能とする。

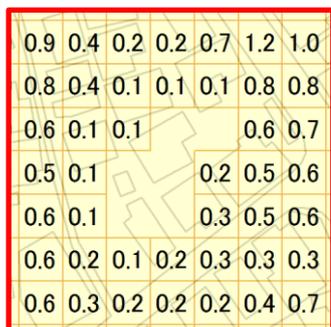
※津波浸水想定では、陸域を 10mメッシュの計算格子間隔で津波浸水シミュレーションを実施

津波災害警戒区域(イエローゾーン)のイメージ



津波災害警戒区域(イエローゾーン)の範囲:①+②+③

図 6 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の範囲イメージ図



凡 例

- : 赤枠内は津波災害警戒区域（イエローゾーン）
- : 1マスは10mメッシュ、数字は基準水位(単位:m)

※数字がないメッシュは浸水域に囲まれた浸水しないメッシュ。浸水しないメッシュが津波災害警戒区域（イエローゾーン）となった場合は、基準水位は示されない。

図 7 浸水域に囲まれた浸水しないメッシュの表示イメージ

4-3. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の解除（変更）に関する要件

区域指定後、次の事由により県が津波浸水想定を見直したため、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準を満たさなくなった区域については指定を解除するとともに、新たに指定基準を満たすこととなった区域がある場合は、指定基準に基づき指定する。

- ① 地震等の影響により地形的条件が変化した場合
- ② 新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され減災効果が見込まれる場合
- ③ 津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合

【解説】

（1）津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後の対応

基本指針では、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定後の対応について、「地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、警戒区域（中略）の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい」と示されている。

（2）津波浸水想定について

本県の津波浸水想定においては、「最大クラスの津波」の津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合には、必要に応じて見直していくこととしている。

（3）解除（変更）の手続き

津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定解除（変更）の手続きは、「4-4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定手続き」に準じる。

なお、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定解除（変更）にあたっては、指定解除（変更）の手続き前に、市町と解除（変更）に係る調整を行ったうえで指定手続きを行う。

4-4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定手続き

県は、指定基準に基づき、市町と調整を行いながら津波災害警戒区域（イエローゾーン）の案を作成する。

県は、市町に対し当該案を提示し、津波災害警戒区域（イエローゾーン）に係る市町の意向を照会する。また、市町の協力のもと住民説明会を開催し、当該案の内容を説明する。

当該案に同意する市町の津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定について、県は、指定に向けた手続きに着手する。

【解説】

津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の手続きのイメージを図 8 に示す。

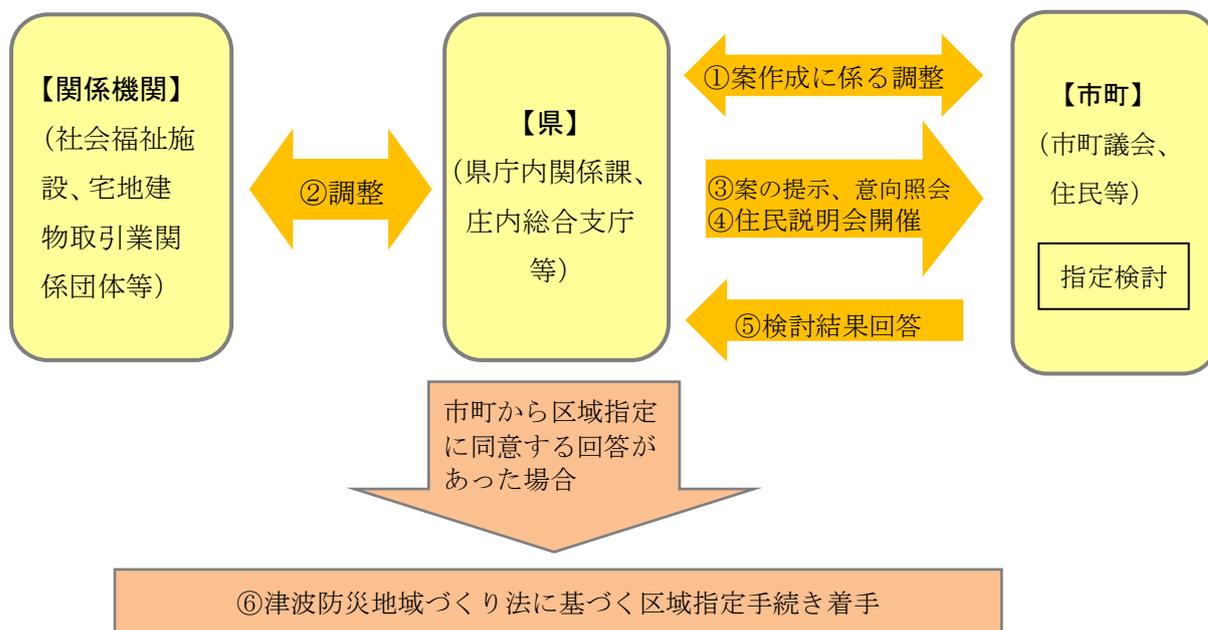


図 8 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定手続き

① 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定案の作成

県は、市町と調整を行いながら、指定基準に基づき津波災害警戒区域（イエローゾーン）の案を作成。

② 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の調整

津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後に避難促進施設になる可能性がある施設や、宅地建物の取引にあたり重要事項説明が必要となる宅地建物取引業関係団体等に対して、県から説明するなどの調整。

③ 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定案の提示、意向照会

県から市町に対し案を提示し、津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定に係る意向照会。

④ 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定案に係る住民説明会

市町の協力のもと住民説明会を開催。

⑤ 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の検討結果回答

地域住民の意向を踏まえながら、市町による津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の可否検討及び回答。

⑥ 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の手続き着手

市町から津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定に同意する旨の回答があった場合、県は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の手続きを進める。

【津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の手続き】

関係市町長の意見聴取（津波防災地域づくり法第五十三条第三項）

区域と基準水位を公示（津波防災地域づくり法第五十三条第四項）

公示事項の記載図書を関係市町へ送付（津波防災地域づくり法第五十三条第五項）

図 9 津波防災地域づくり法に基づく区域指定の手続き

津波防災地域づくり法（抜粋）

（津波災害警戒区域）

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であって、津波の発生時における避難並びに第七十三条第一項に規定する特定開発行為及び第八十二条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

津波防災地域づくり法施行規則（抜粋）

（津波災害警戒区域の指定の公示）

第二十八条 法第五十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害警戒区域の指定（同条第六項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害警戒区域の指定をする旨
 - 二 津波災害警戒区域
 - 三 基準水位（法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。）
- 2 前項第二号の津波災害警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

4-5. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後の対応

津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後は、津波からの警戒避難体制を整備するため、法に基づき当該区域内において次の対策を講ずる。

主体	対 策
市町	1 市町地域防災計画の拡充（情報伝達、避難場所・避難経路、津波避難訓練、防災上の配慮を要する者の利用施設等の名称・所在地等）
	2 津波ハザードマップの作成・周知
	3 指定避難施設の指定や管理協定締結による津波避難施設の確保
避難促進施設所有者・管理者	4 避難促進施設（避難困難者利用施設等であって、市町村地域防災計画に定められたもの）に係る避難確保計画作成、津波避難訓練の実施等
宅地建物取引業者	5 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

【解説】

1 市町地域防災計画の拡充（津波防災地域づくり法第五十四条）

市町防災会議（市町防災会議を設置しない場合は当該市町の長）は、市町地域防災計画に、津波災害警戒区域（イエローゾーン）ごとに、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難場所及び避難経路、避難訓練、防災上の配慮を要する者の利用施設等の名称・所在地など津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなる。その際は、高齢者等防災上の配慮を要する者への配慮や住民等の自主的な防災活動の育成強化に十分配慮するとともに、避難訓練の結果や住民等の意見を踏まえ、適宜適切に実践的なものとなるよう見直していくことが望ましい。

津波防災地域づくり法（抜粋）

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第五十四条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練（第七十条において「津波避難訓練」という。）の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第七十一条第一項第一号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

- 五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、同項第一号に掲げる事項のうち人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

2 津波ハザードマップの作成・周知（津波防災地域づくり法第五十五条）

市町は、市町地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路等、住民等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知する。

津波ハザードマップ作成・周知に当たっては、防災教育の充実の観点から、ワークショップの活用など住民等の協力を得て作成し、説明会の開催、避難訓練での活用等により周知を図る等、住民等の理解と関心を深める工夫を行うことが望ましい。

また、津波浸水想定や市町村地域防災計画が見直された場合など津波ハザードマップの見直しが必要となったときは、できるだけ速やかに改訂すること。

津波防災地域づくり法（抜粋）

（住民等に対する周知のための措置）

第五十五条 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

津波防災地域づくり法施行規則（抜粋）

（津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置）

第三十条 法第五十五条（法第六十九条において準用する場合を含む。）の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第五十五条に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

3 指定避難施設の指定や管理協定締結による津波避難施設の確保（津波防災地域づくり法第五十六条、第六十条及び第六十一条）

(1) 指定避難施設の指定（津波防災地域づくり法第五十六条）

指定避難施設は、津波に対して安全な構造で基準水位以上に避難場所が配置等されている施設を、市町長が当該施設の管理者の同意を得て避難施設に指定するものである。

なお、指定避難施設に指定された施設の管理者が当該施設に重要な変更を加えようとするときは、市町長に届け出を要することとなる。

津波防災地域づくり法（抜粋）

(指定避難施設の指定)

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - 二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
 - 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、前項の規定により指定避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
 - 3 建築主事を置かない市町村の市町村長は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
 - 4 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

[その他参照]

- ・津波防災地域づくり法施行規則第三十一条
- ・「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成23年12月27日国土交通省告示1318号）
- ・「指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令」（平成23年12月26日内閣府国土交通省令第8号）

(2) 管理協定締結による避難施設（津波防災地域づくり法第六十条及び第六十一条）

管理協定締結による避難施設は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）に存する施設（当該市町が管理する施設を除く）であって、指定避難施設の指定基準と同様の基準に適合する施設について、津波の発生時における避難の用に供する部分を市町自らが管理する必要があると認めるときは、市町と施設所有者等との間で管理協定を締結し、市町が自ら当該施設の避難の用に供する部分の管理を行うことができるものである。

また市町は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）において建設が予定されている施設又は建設中の施設であって、指定避難施設の指定基準と同様の基準に適合する施設について、上記と同様に、市町と施設所有者となろうとする者との間で管理協定を締結し、市町が自ら建設後の当該施設の避難の用に供する部分の管理を行うことができる。

津波防災地域づくりに関する法律（抜粋）

（管理協定の締結等）

第六十条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分をいう。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第六十一条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であって、第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する見込みのもの（当該市町村が管理することとなる施設を除く。）について、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等となろうとする者（当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。次項及び第六十八条において「予定施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（3）避難施設の配置について

指定避難施設や管理協定締結による避難施設は、津波浸水想定や土地利用の現況等地域の状況に応じて、住民等の円滑かつ迅速な避難が確保されるよう、その配置、施設までの避難経路・避難手段等に留意して設定することが適当である。

また避難訓練においてこれらの避難施設を使用するなどして、いざというときに住民等が円滑かつ迅速に避難できることを確認しておく必要がある。

4 避難促進施設に係る避難確保計画作成、津波避難訓練の実施（津波防災地域づくり法第七十一条）

(1) 避難促進施設

避難促進施設とは、地下街等又は社会福祉施設等主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、市町村地域防災計画にその名称と所在地が定められた施設である。

【避難促進施設の対象となる施設】

<ul style="list-style-type: none">・ 地下街等
<ul style="list-style-type: none">・ 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）・ 有料老人ホーム・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設・ 身体障害者社会参加支援施設・ 障害者支援施設・ 地域活動支援センター・ 福祉ホーム・ 障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設・ 保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）・ 児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）・ 障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設・ 児童自立生活援助事業の用に供する施設・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設・ 子育て短期支援事業の用に供する施設・ 一時預かり事業の用に供する施設・ 児童相談所・ 母子健康包括支援センター・ その他これらに類する施設
<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校・ 特別支援学校・ 高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）
<ul style="list-style-type: none">・ 病院・ 診療所・ 助産所

(2) 避難確保計画

避難確保計画とは、避難促進施設の所有者又は管理者（以下「避難促進施設の所有者等」という。）が作成する、避難訓練その他当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画である。避難促進施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

津波防災地域づくり法施行規則（抜粋）

(避難確保計画に定めるべき事項)

第三十二条 法第七十一条第一項の避難確保計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- 二 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- 三 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

[参考]

国土交通省では、ホームページで「避難確保計画作成の手引き（津波防災地域づくりに関する法律）」を示している。

(3) 避難訓練

避難促進施設の所有者等は、避難確保計画の定めるところにより、避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。また、避難促進施設の従業員は、避難確保計画の定めるところにより、避難訓練に参加しなければならない。

(4) 市町村長の助言等

市町村長は、避難促進施設所有者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練について、助言又は勧告を行うことにより必要な支援を行うことが適当である。

5 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明（宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三）

宅地建物取引業者は、宅地・建物の取引にあたり、取引対象となる物件が津波災害警戒区域（イエローゾーン）内にあるときは、その旨を、取引の相手方等に重要事項として説明することが必要となる。

【宅地建物取引業法施行規則 第十六条の四の三】

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

1～2（略）

3 当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨。

4～13（略）

5. 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定に伴う事項

5-1. 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）とは

津波災害特別警戒区域とは、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域において、防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中にも津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物と開発行為に関して、建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全なものとするをを求める区域である（土地利用規制）。

津波災害特別警戒区域には、有料老人ホーム、幼稚園、病院等の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、津波が来襲した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、居室の床面の高さが基準水位以上とし、津波に対して安全なものとするを求める「オレンジゾーン」と、「オレンジゾーン」の区域内で市町村が条例で区域と建築物の用途を定めた場合、当該建築及びそのための開発行為について津波に対して安全なものとする、及び居室の床面の高さが基準水位以上であること又は基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置されることを求める「レッドゾーン」がある。

【解説】

（1）オレンジゾーン

オレンジゾーンは、都道府県知事が、津波災害警戒区域内において、津波から逃げるのが困難である特に防災上の配慮を要する者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、法第七十五条及び第八十四条第一項に基づいて、津波に対して安全なものとし、津波が来襲した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、用途ごとに定める居室の床面の高さが基準水位以上であることを求めることにより、住民等が津波を「避ける」ことができるよう指定する区域である。

（2）レッドゾーン

レッドゾーンは、オレンジゾーンの区域のうち市町村の条例で定める区域において、津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれが大きいものとして条例で定める用途（例えば、住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途）の建築物の建築及びそのための開発行為について、オレンジゾーンと同様、法第七十五条及び第八十四条第二項に基づいて、津波に対して安全なものであること、並びに居室の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること（建築物内のいずれかの居室に避難することで津波を避けることができる。）又は基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等の場所が配置等されること（建築物の屋上等に避難することで津波を避けることができる。）のいずれかの基準を参酌して条例で定める基準に適合することを地域の選択として求めることができる区域である。

都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる
(オレンジ・レッドゾーン＝土地利用規制)

- ◆津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域
- ◆指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

○一定の社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める。

- ・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
- ・病室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる。)が基準水位以上。
- ・上記の用途の開発行為が擁壁の設置など土地の安全上必要な措置が省令で定める技術的基準に適合



市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる。(レッドゾーン)

- ・条例で定める用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
- ・市町村条例で定める基準に適合
 - <参酌基準 ①又は②>
 - ①居室の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上
 - ②基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路
- ・住宅等の開発行為が擁壁の設置など土地の安全上必要な措置が省令で定める技術的基準に適合

出典：国土交通省自治体向け説明会資料（平成 24 年 3 月）

図 10 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の概要

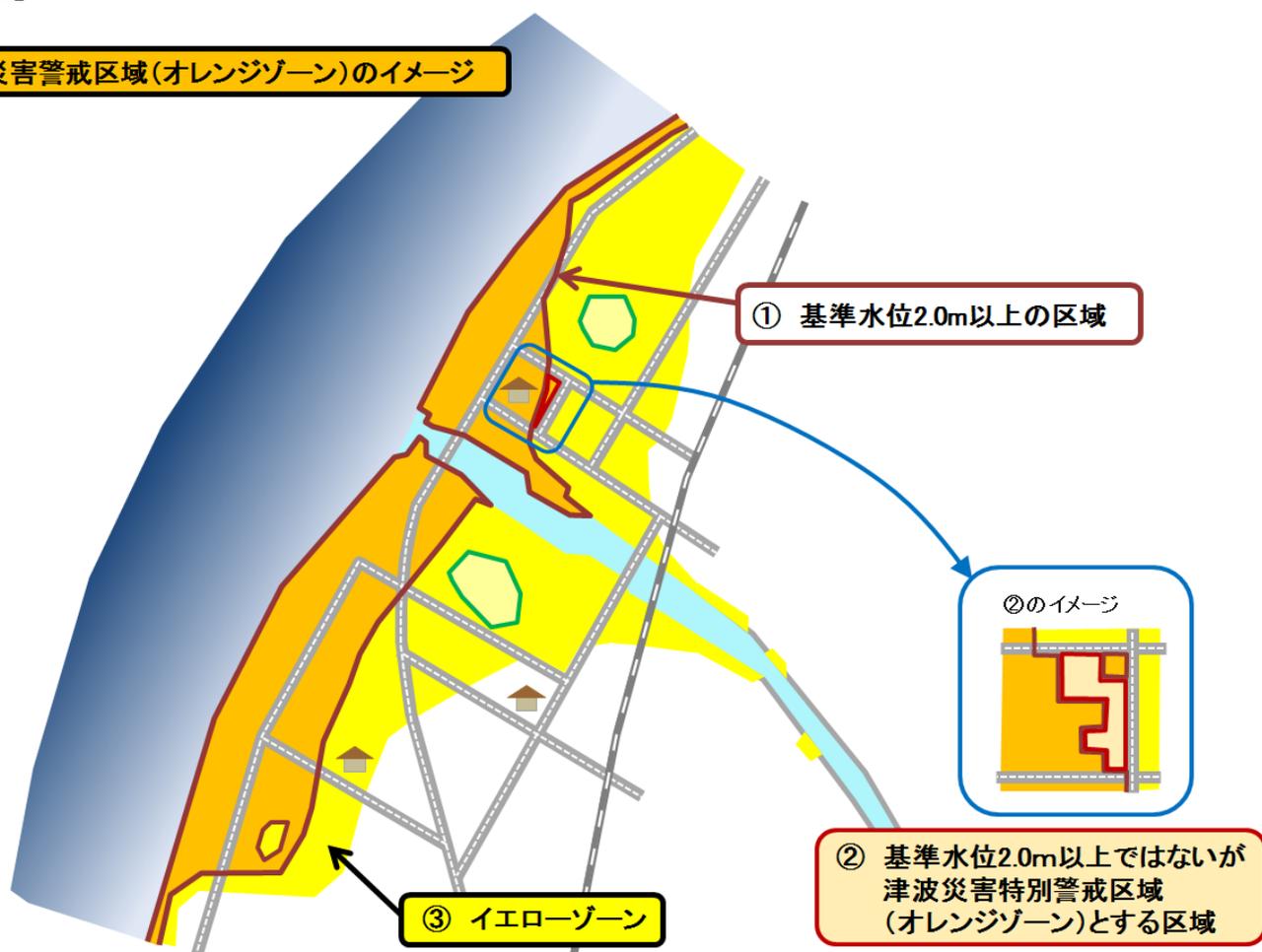
5-2. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、原則として基準水位 2.0m 以上となる区域を基本とする。

ただし、地域の状況に合わせて指定することを可能とする。

【解説】

津波災害警戒区域(オレンジゾーン)のイメージ



津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)の範囲:①+②

図 11 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の範囲イメージ図

5-3. 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討の方向性

津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、市町の判断で区域と建築物の用途を定めた場合、当該用途の建築物の建築及びそのための開発行為について、津波に対して安全なものとするを、地域の選択として求めることができる区域である。

レッドゾーンの対象区域は、オレンジゾーンの区域のうち、津波による被害リスクと浸水深の関係や「地域づくり」との整合等の検討により設定することが可能であると考えられる。

【解説】

津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定に当たっては、市町が地域の現況や将来像等を十分に勘案する必要がある。

また、指定の際は、地域住民等の意向を十分に踏まえて行うことが重要であり、住民等に対し制度内容の周知、情報提供を十分に行いその理解を深めつつ行うことが望ましい。

5-4. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の解除（変更）に関する要件

区域指定後、次の事由により県が津波浸水想定を見直したことにより、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準を満たさなくなった区域については指定を解除するとともに、新たに指定基準を満たすこととなった区域がある場合は、指定基準に基づき指定する。

- ① 地震等の影響により地形的条件が変化した場合
- ② 新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され減災効果が見込まれる場合
- ③ 津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合

【解説】

（1）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後の対応

基本指針では、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の対応について、「地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、（中略）特別警戒区域の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい」と示されている。

（2）津波浸水想定について

本県の津波浸水想定においては、「最大クラスの津波」の津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合には、必要に応じて見直していくこととしている。

（3）解除（変更）の手続き

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定解除（変更）の手続きは、「5-5. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定手続き」に準じる。

なお、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定解除（変更）にあたっては、指定解除（変更）の手続き前に、市町と解除（変更）に係る調整を行ったうえで指定手続きを行う。

5-5. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定手続き

県は、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の方向性について、市町と調整を行い、指定に向けて作業を進めることに市町が合意した段階で、指定基準に基づき、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の案を作成する。

県は、市町に対し当該案を提示し、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定に係る市町の意向を照会する。また、市町の協力のもと住民説明会を開催し、当該案の内容を説明する。

当該案に同意する市町の津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定について、県は、指定に向けた手続きに着手する。

【解説】

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の手続きのイメージを図 12 に示す。

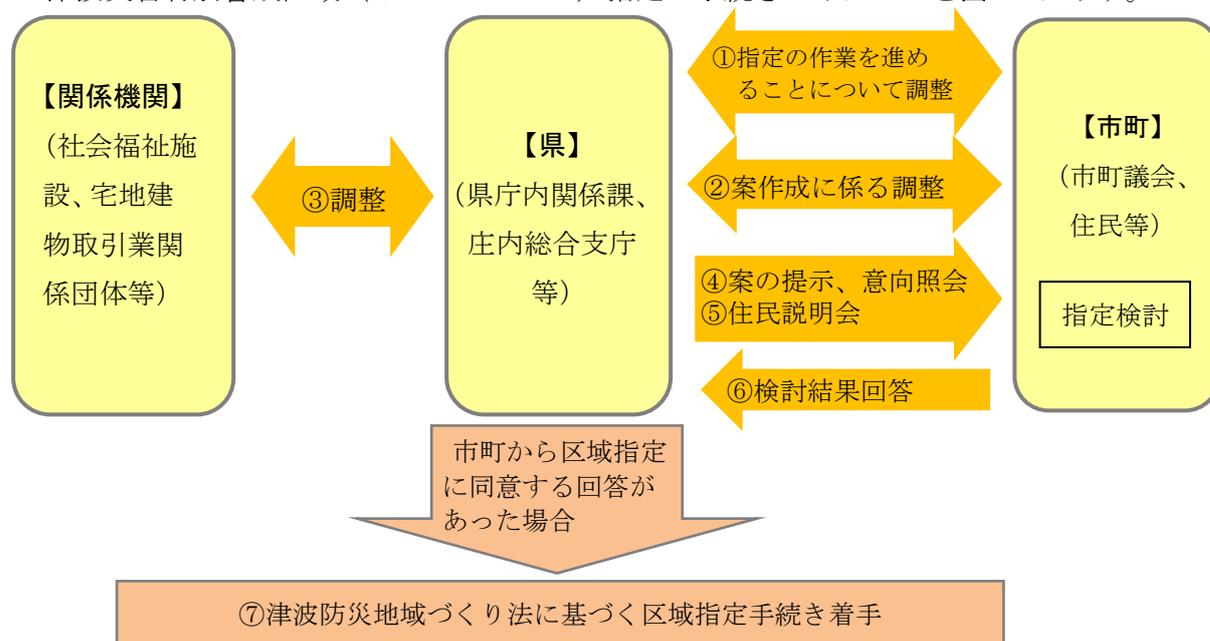


図 12 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定手続き

- ① 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の作業を進めることについて調整
津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の作業を進めることについて、県と市町において調整。
- ② 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定案の作成
指定に向けた作業を進めることに市町が合意した段階で、県は市町と調整を行いながら、指定基準に基づき津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の案を作成。
- ③ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の調整
津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後の対応について、制限用途になる施設や、宅地建物の取引にあたり重要事項説明が必要となる宅地建物取引業関係団体等に対して、県から説明するなどの調整。
- ④ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定案の提示、意向照会
県から市町に対し案を提示し、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定に係る意向照会。
- ⑤ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定案に係る住民説明会
市町の協力のもと住民説明会を開催。
- ⑥ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の検討結果回答
地域住民の意向を踏まえながら、市町による津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の要否検討及び回答。
- ⑦ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の手続き着手
市町から津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定に同意する旨の回答があった場合、県は津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の手続きを進める。

【津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の手続き】

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定案の公告・縦覧、住民等の意見書提出
（津波防災地域づくり法第七十二条第三項及び第四項）



関係市町長の意見聴取（津波防災地域づくり法第七十二条第五項）



津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を公示（津波防災地域づくり法第七十二条第六項）



公示事項の記載図書を関係市町へ送付（津波防災地域づくり法第七十二条第七項）



市町長による公示事項の記載図書の縦覧（津波防災地域づくり法第七十二条第九項）

図 13 津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の手続き

津波防災地域づくり法（抜粋）

（津波災害特別警戒区域）

第七十二条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項及び第八十条において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

津波防災地域づくり法施行規則（抜粋）

（津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告）

第三十三条 法第七十二条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定（同条第十一項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。）をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨
- 二 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域
- 2 前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
 - 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 平面図

- 4 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。

津波防災地域づくり法施行規則（抜粋）

（津波災害特別警戒区域の指定の公示）

第三十四条 法第七十二条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をする旨
- 二 津波災害特別警戒区域
- 2 前項第二号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
 - 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 平面図

- 7 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

津波防災地域づくり法施行規則（抜粋）

（都道府県知事の行う津波災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付）

第三十五条 法第七十二条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。

- 2 前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第一項の津波災害特別警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。

- 8 第一項の規定による指定は、第六項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 9 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 10 都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について第一項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。
- 11 第二項から第九項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は前項の規定による当該指定の解除について準用する。

5-6. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後の対応

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後は、津波からの警戒避難体制を整備するため、法に基づき当該区域内において次の対策を講ずる。

主体	対 策
県	1 特定開発行為の制限
	2 特定建築行為の制限
市町	3 レッドゾーンの指定（任意）
宅地建物取引業者	4 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

【解説】

1 特定開発行為の制限（津波防災地域づくり法第七十三条、第七十五条）

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）内において、一定の社会福祉施設、学校、医療施設（制限用途）の建築のため、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為（特定開発行為）をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可にあたっては、特定開発行為に関する工事の計画について、津波が発生した場合における開発区域内の土地の安全上必要な措置を、国土交通省令で定める技術的基準に従い講じることが求められる。

（1）制限用途

制限用途は、次に示す一定の社会福祉施設、学校、医療施設である。

制限用途
<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。） ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設 ・保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。） ・児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。） ・障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・母子健康包括支援センター（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。） ・その他これらに類する施設
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・特別支援学校
<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）

(2) 特定開発行為において許可が必要となる土地の形質の変更

特定開発行為において許可が必要となる土地の形質の変更は、次のとおりである。

- ①切土で高さ2 mを超える崖（斜面の角度が30度を超え、硬岩盤以外のもの（以下②及び③において同じ））を生ずることとなるもの
- ②盛土で高さ1 mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③切土と盛土を同時にする場合の盛土で、盛土の部分に高さ1 m以下の崖を生じ、かつ切土及び盛土の部分に高さ2 mを超える崖を生ずることとなるもの

2 特定建築行為の制限（津波防災地域づくり法第八十二条、第八十四条）

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）内において、一定の社会福祉施設、学校、医療施設（制限用途）の建築（特定建築行為）をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可にあたっては、建築物が、「津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術基準に適合すること」、及び「制限用途ごとに居室の床面の高さが基準水位以上であること」が求められる。

(1) 制限用途及び床面の高さを基準水位以上にすべき居室

制限用途	床面の高さを基準水位以上にすべき居室
<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。） ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設 ・保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。） ・児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。） ・障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・母子健康包括支援センター（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。） ・その他これらに類する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・寝室（入所者が使用するものに限る） ・居室のうち、通所者の日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的に使用されるもの（通所のみを利用されるものに限る）
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・特別支援学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室
<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・病室その他これに類する居室

(2) 特定建築行為のうち許可を要しない行為

次の特定建築行為については、許可を要しない。

- ①許可を受けた特定開発行為又は都市計画法第三十六条第三項後段の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為
- ②非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ③仮設の建築物の建築
- ④制限用途の建築物の用途を変更して他の制限用途の建築物とする行為

3 市町によるレッドゾーンの指定（任意）

市町は、5－6の1の（1）に掲げる制限用途のほか、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれ大きいものについて、市町の条例で定めるものごとに市町の条例で制限用途に加えることができる。

4 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明（宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三）

宅地建物取引業者は、宅地・建物の取引にあたり、取引対象となる物件が津波災害特別警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することが必要となる。

6. その他

(1) 山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議

本指定基準の策定に当たっては、気象台、沿岸市町及び県で構成する「山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議」において様々な意見をいただくとともに、東北大学災害科学国際研究所 今村 文彦所長から助言をいただき策定した。

【山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議の構成】

	所 属 ・ 職 名
1	山形地方気象台 防災管理官
2	山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 危機管理課長
3	山形県県土整備部 参事（兼）河川課長
4	同 管理課長
5	同 都市計画課長
6	同 空港港湾課長
7	同 建築住宅課長
8	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課 防災安全室長
9	同 建設部 道路計画課長
10	同 建築課長
11	鶴岡市市民部 防災安全課長
12	酒田市総務部 危機管理課長
13	遊佐町 総務課長

指定基準策定に係る助言：東北大学災害科学国際研究所 今村 文彦所長

(2) 「山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議」の開催状況について

第1回：平成29年 9月 4日

第2回：平成29年11月24日

第3回：平成30年 2月 8日